

第20回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 平成28年2月18日(木) 午後3時54分
閉 会 平成28年2月18日(木) 午後4時25分
場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

2 会議録署名委員

- 4番 加藤 雅大 委員
6番 市川 禎明 委員
5番 石阪 脩 委員(会長)

3 出席委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 市川 耕作 委員 | 2番 須山 卓知 委員 |
| 3番 高野 茂久 委員 | 4番 加藤 雅大 委員 |
| 5番 石阪 脩 委員 | 6番 市川 禎明 委員 |
| 7番 菊池 伸明 委員 | 8番 川辺 初太郎 委員 |
| | 10番 河内 邦男 委員 |
| 11番 高野 昌典 委員 | 12番 高野 祐一 委員 |
| 13番 高木 好文 委員 | 14番 都築 一 委員 |
| 15番 鹿島 一夫 委員 | 16番 住崎 岩衛 委員 |
| 17番 澤井 泰造 委員 | 18番 田中 繁 委員 |
| | 20番 朝倉 泰則 委員 |

4 欠席委員

- 9番 松村 良夫 委員 19番 横田 実 委員

5 議 長

- 5番 石阪 脩 委員(会長)

6 事務局(説明員)

- 石川裕三局長 大木忠厚主査 榎澤有一事務職員 高田量範事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について（農地法第5条関係について）
- 4 第2号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
 - (1) 2月度活動報告について
 - (2) 次回以降の開催
 - (3) その他

午後3時54分開会

○議長（石阪委員） 皆さんこんにちは。定刻少し前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から第20回府中市農業委員会総会を開会いたします。

一昨日の農業褒賞式典には、皆さま、ご参加いただきありがとうございました。何かありましたら、ご意見を聞かせていただきたいと思います。農業委員会主催ということを念頭に、来年度に向け皆さまとご相談しながら、改善すべきところは改善をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 本日は、9番松村委員さん、19番横田委員さんから、公務のため欠席との連絡が入っております。

出席者の人数は、定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

○議長（石阪委員） ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員についてですが、慣例により、議席の順番に指名させていただきます。よろしいでしょうか。（「はい」の声）

○議長（石阪委員） ご異議がないようですので、今回は、4番加藤委員さん、6番市川禎明委員さんをお願いいたします。

それでは、「第1号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。

報告件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲り受け人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇、譲渡人は西府町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、西府町〇の〇〇の〇〇、373平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成27年2月1日、転用の目的は建売住宅4棟となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、松村委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日欠席となりまして、事前に、現地確認の結果、問題ないとの連絡をいただいております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石坂委員） 説明が終わりました。第1項は事務局の報告の通り、松村委員さんから問題ないとの連絡が入っております。

他に、ご質問等ございますか。（異議なしの声）

ご質問等がないようですので、第1項の報告は了承することといたします。

次に、「第2号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は3件です。第1項から第3項までを事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成25年1月15日から平成28年1月25日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、府中市是政〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は是政〇の〇の〇、〇、〇、南町〇の〇の〇、〇、〇、〇、〇の合計8筆、畑、3,993平方メートル。

第2項、次の者が平成25年2月18日から平成28年1月31日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、住吉町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は住吉町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇〇、住吉町〇の〇〇の〇、〇、西府町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇〇の合計9筆、田と畑を合わせて2,753.21平方メートル。

2ページに移りまして、第3項、次の者が平成25年2月18日から平成28年1月31日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、住吉町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は日新町〇の〇〇の〇、〇〇の〇の合計2筆、田と畑を合わせて1,719.80平方メートル。

3ページから5ページは、〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

6ページ、7ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

8ページから10ページは、〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

11ページから13ページの案内図は、当該地を示しております。

14ページから16ページは〇〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。17ページの案内図

は当該地を示しております。以上、第2項、第3項の現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。第1項、高木委員さん如何でしょうか。

○委員（高木委員） はい、2月5日に現地の確認をいたしました。是政○丁目につきましては、キャベツが植えてあり、ブロッコリーは収穫の後でした。南町○丁目はネギが半分くらい植えてあり、残りは秋野菜を収穫した後になっておりました。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第2項と第3項、澤井委員さん如何でしょうか。

○委員（澤井委員） はい、2月の5日に現地の確認をしました。11ページの当該地はトラクターによる耕運がよくされており、問題ございません。12ページの当該地はビニールハウスが2棟建っており、その南側にネギ等が植わっており、管理もよくされておりました。13ページの当該地は、やはりトラクターで、よく耕運されておりました。また、17ページの当該地につきましても、区画整理が終わりまして、以前は稲作でしたが、今は畑となっていて、問題なく耕運されておりました。以上です。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご質問等がないようなので、第1項から第3項は、証明することといたします。

次に、5「その他」に入ります。（1）「2月度活動報告について」及び（2）の「次回以降の開催」を続けて事務局から説明をお願いします。

○事務局（高田事務職員） はい、会長、それでは、2月分の活動報告をさせていただきます。資料ナンバー1をご覧ください。

まず、前回の農業委員会総会が1月27日に開催され、農地法の4条の届出が4件、5条の届出が2件、相続税の納税猶予に関する適格者証明が1件、生産緑地に係る主たる従事者証明が1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が1件、また、府中市都市計画生産緑地地区の変更についての説明。その他の審議していただきました。

2月に入りまして、2月16日には、平成27年度の農業褒賞式典が府中の森芸術劇場平成の間で開催され、表彰・褒状の授与、認定農業者の認定証の交付や講演会が開催され当日は99名の参加がございました。

最後になりますが、同じ2月16日の夜には、農業簿記講習会が市役所北庁舎3

階会議室で開催され5名の方が参加されました。

続きまして、次回以降の総会開催日ですが3月は25日金曜日午後2時から、同場所で開催させていただきますので、ご出席をお願いします。また、4月の総会開催日は28日木曜日午後2時を予定していますので、併せてご承知おきください。以上でございます。

○議長（石阪委員） はい、説明がおわりました。ご質問等ございますか。（…）よろしいですか。

ご質問等がないようですので、（3）の「その他」ですが、委員さんから何かありますか。

○委員（河内委員） はい、前回、農業委員の定数を20名とすると聞きましたが、確か、農業委員の定数のうち認定農業者を半分以上とするという項目があり、それをクリアーするとなると、かなり厳しいと思うので、定数を20名としないで、20名までとするというようなことは考えられるのですか。

○事務局（石川局長） はい、会長、現在20名で条例改正を進めていますので、20名までとするということは難しい状況です。確かに農業委員の半数は認定農業者にするという項目はありますが、府中市は適用外となるので、なるべく多く入れていくということではよろしいと思います。

○議長（石阪委員） はい、よろしいですか。

○委員（河内委員） はい、もう1点、一昨日の褒賞式典で受賞者が欠席の場合、代理の方が受け取っていましたが、本日都合で欠席ですということで良いかなと思いました。来年に向け検討してください。

○事務局（石川局長） はい、会長、今の件は、委員さんの意見のとおりという面もございますので、冒頭、会長がおっしゃった通り農業委員会主催ということから、委員さんの意見の他、式典の時間の問題、受付のやり方等々、次年度に向け、皆さま方と相談してまいりたいと考えております。

○議長（石阪委員） はい、ありがとうございます。合わせて認定農業者の認定書の交付ですが、審査会等を経て市長に認定してもらうので、人数が多くて無理な場合を除いて、できれば本人が会場に来ていただきたいと思いました。

それでは、事務局から他にありますか。

○事務局（石川局長） はい、会長、先ほどの質問にもありましたが、農業委員定数条例でございますが、さる2月10日に市議会建設環境委員協議会にお諮りいた

しました。その中での質問やお答えした内容についてご報告させていただきます。

質問としては、定数20名の内訳として、現行、公選13名、各種団体推薦3名、市議会推薦4名となっているが、改正後の20名は各団体推薦と公募の人を市長が議会の同意を得て任命するとのことですが、とりわけ地区の代表としての公選13名と市議会4名の枠はそのままの枠で残るのか。との質問に対して、何々の枠、何名という形は法的に明示できないが、関係団体からの推薦を受けて任命していくわけで、従来の地区の代表として推薦されると考えている。その他、関係団体から女性、若手の推薦をいただき、後は学識経験者を入れる必要があることと公募市民を入れて、合わせて20名とする予定ですとお答えしました。

また、経過措置として、29年7月までは現在の委員さんが務めていくが、議会推薦の3人の議員さんは慣例で任期が1年となっていることから、今のままだと、28年7月で任期満了となり、以後は3名の欠員となります。しかしながら、他の農業委員の総意としては、役員会で確認をさせていただいたとおり、29年7月までは現状の体制で行きたいとの強い要望がありますので、是非、今の議員さんが、もう1年農業委員を務められるように議会にお願いしているところでございます。質問の内容や状況については以上でございます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。改めて加藤委員さん、状況等はどうでしょうか。

○委員（加藤委員） はい、建設環境委員会にそのような申し入れがありましたので、任期を伸ばすのには各派代表者会議で了解されることが必要ですので、各派代表者会議を開く権限を持っている議長に伝えましたので、3月議会中に行われる各派代表者会議で協議することになると思います。

○議長（石阪委員） はい、分かりました。他に質問等ございますか。（…）

ないようなので、他に事務局でありますか。

○事務局（大木主査） はい、会長、お配りしている資料について説明させていただきます。まず、薄いピンク色の紙をご覧ください。

東京アグリメントスクールのご案内となります。既に認定農業者の方には郵送しておりますが、女性農業者セミナー、交流&見学バスツアーのご案内で、食用花、エディブルフラワーの花弁経営と地場産農産物を使ったジェラートに取り組む酪農経営がテーマとなります。女性限定となりますので、ご家族や知人の女性の方にお渡しいただければと存じます。申し込みは、東京都農業会議に直接お願いします。

次にホチキスで止めてある厚い資料ですが、都市農業振興基本計画（案）についての意見・情報の募集についてをご覧ください。

こちらは、16日の農業褒賞式典の講演会で、講師からもお話がありましたが、現在、国で実施している、都市農業振興基本計画（案）に関するパブリックコメントの資料となります。

この計画案は、昨年成立、施行された都市農業振興基本法に基づき、国、農林水産省及び国土交通省が作成した基本計画の案となります。

概要としましては、資料の最後のページ、カラー刷りで横向きの資料をご覧ください。

真ん中の上に緑の地で、基本法の政策課題、都市農業の多様な機能発揮という欄があります。ここで、都市農業の機能として、農産物を供給する機能、防災の機能、良好な景観の形成の機能、国土・環境の保全の機能、農作業の体験・交流の場の機能、農業に対する理解醸成の機能が挙げられています。

これらを踏まえて、下に矢印が行きまして、都市農業振興に関する新たな施策の方向性として、担い手の確保、土地の確保、農業施策の本格展開を示しておりまして、さらに右側に講ずべき施策として、農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保、防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮、的確な土地利用に関する計画の策定等、税制上の措置、農産物の地元での消費の促進、農作業を体験することができる環境の整備等、学校教育における農作業の体験の機会の充実等、国民の理解と関心の増進、以上8つの施策を提示しております。詳しい内容につきましては、本文をご覧くださいいただければと存じます。

この基本計画案へ意見等ございましたら、資料の1枚目にあります提出先にお送りいただくか、事務局に来週25日までにお寄せください。事務局でいただいたご意見は取りまとめて提出いたします。

国はこのパブリックコメントを経て、4月中に基本計画の閣議決定を目指すと考えられます。

なお、都市農業振興基本法では、自治体でも基本計画を基とした、地方計画を定めるよう努力することになっており、都内自治体では、既に策定している農業振興計画を地方計画に位置付けることで、対応することになるかと思えます。東京都では、既に東京都農林・漁業振興審議会でも東京農業振興プランの見直しを前提とした審議を開始しており、28年度中には改正される見込みです。都の農業振興プラン

の改正を受け、29年度以降、各区市町村で農業振興計画の改正に向け動き出すことが想定されます。その際には、農業委員の皆さんにご協力をいただければと存じます。都市農業振興基本計画（案）については、以上でございます。

○議長（石坂委員） はい、ありがとうございました。

○事務局（石川局長） はい、会長よろしいでしょうか。

○議長（石坂委員） どうぞ。

○事務局（石川局長） 本件に関しましては、12月議会の本会議において全会一致で賛成をいただきました、都市農地の保全と農業振興の推進に関する意見書を、各市区の議会でも同様に賛成を得て、それぞれ意見書を国、政府へ一斉に提出した賜物と思っています。以上です。

○議長（石坂委員） はい、ここまでで、何かご質問等ございますか。（…）

よろしいですか。ないようなので、本日の議事はすべて終了しました。

これにて、第20回府中市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後4時25分